

議案第142号

新潟県市町村総合事務組合同規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、新潟県市町村総合事務組合同規約を次のとおり変更するものとする。

令和6年12月4日提出

上越市長 中 川 幹 太

新潟県市町村総合事務組合同規約の一部を変更する規約

新潟県市町村総合事務組合同規約（平成16年総行市第30号許可）の一部を次のように変更する。

別表第2の2の項及び3の項中「糸魚川市」の次に「、妙高市」を加える。

附 則

この規約は、令和7年4月1日から施行する。